

保育所等利用待機児童数調査要領

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業、特例保育(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

<申込児童数の取扱い>

1. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申込児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、申込児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、申込児童数には含めないこと。

<国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い>

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(3)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - (2) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - (3) 企業主導型保育事業

<待機児童数から除く児童の取扱い>

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職すること、を、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
 - (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
 - (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認
6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。

- (1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4.の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類（申込書の写し等）

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。